



＜この保険でお支払の対象とならない主な場合＞

- 保険契約者又は被保険者の故意による事故
- 戦争・変乱・暴動・労働争議・騒じょうまたは地震、噴火、洪水、津波などの天災による事故。
- 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ症」または腰痛 等）（傷害保険）
- 急激・偶然・外来性のないケガ
- 日本国外での事故
- サロン事業活動以外で発生した事故 など

＜補償内容＞

（傷害保険）

保険金の種類	保険金額
死亡・後遺障害保険金	300万円～12万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	入院保険金日額の5・10倍
通院保険金日額	2,000円

（賠償責任保険）

補償項目		保険金額	
賠償責任 （免責金額なし）	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故	50万円（現金は10万円）
	人格権侵害	1名（1事故・保険期間中）	50万円（100万円）
事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		2万円～50万円
	入院日数に応じて2～10万円／通院日数に応じて1～5万円		

●事故が発生したときの連絡先●

立川市社会福祉協議会 市民活動センターたちかわ

〒190-0013 立川市富士見町2-36-47

TEL 042-(529)8323

FAX 042-(529)8714